

中小企業の決算実務と申告税務のポイント

税理士 末永 敦康

第35回 損益計算書科目を確認する⑫

- ポイント①** 所得税額控除
- ポイント②** 受取配当等の益金不算入

利息や配当金の受取りの際には、所得税などが源泉徴収されています。源泉徴収された所得税は、法人税の前払いと考え、法人税申告の際に法人税額から控除することができます。

株式の配当金などについては、二重課税の排除の趣旨から、法人税の計算上、益金に算入しない規定が適用できるものがあります。適用できるものかを確認しましょう。

1 所得税額控除

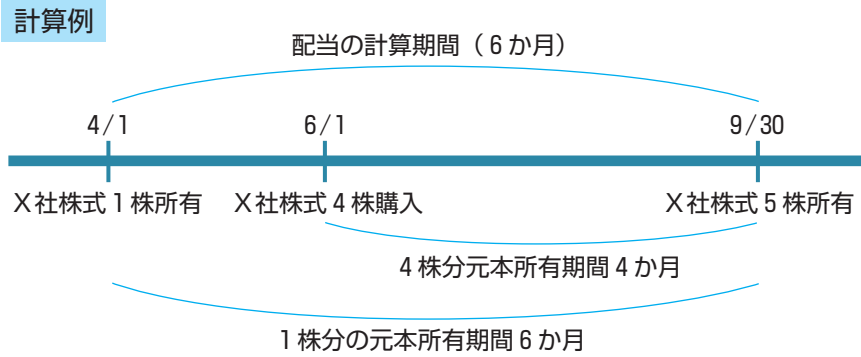
預貯金や公社債の利子や株式の配当などについては、国税として所得税、地方税として利子割が源泉徴収されています。

源泉徴収された所得税額は、法人税申告の際に、法人税額から控除することができます。法人税額から控除しきれなかった金額は、還付されます。法人税額から控除または還付を受ける所得税の額は、損金に算入できません。

預貯金の利子から源泉徴収された所得税額は全額控除できます。公社債の利子、株式の配当金、証券投資信託の収益分配金から源泉徴収された所得税額は、元本の所有期間を考慮して、次のいずれかで計算した金額を控除できます。源泉徴収された利子割については、同様の計算式で、都道府県民税の法人税割から控除します。

- ① 原則法**
$$\text{所得税額} \times \frac{\text{分母の期間のうち、元本所有期間の月数（暦に従って計算し1月未満は切上げ）}}{\text{利子配当等の計算期間の月数（暦に従って計算し1月未満は切上げ）}} \quad (\text{小数点以下3位未満切上げ})$$
- ② 簡便法**
$$\text{所得税額} \times \frac{A + (B - A) \times \frac{1}{2} \left(\text{利子配当等の計算期間が1年超は} \frac{1}{12} \right)}{B} \quad (\text{小数点以下3位未満切上げ})$$

A：利子配当等の計算期間の開始時に所有していた元本数
B：利子配当等の計算期間の終了時に所有していた元本数
(A > Bの場合は、「所得税額 × 1」)



- ※ 所得税額を 5 株で 70,000 とする。
- ① 原則法**
$$70,000 \times \frac{1 \text{ 株}}{5 \text{ 株}} \times \frac{6 \text{ 月}}{6 \text{ 月}} = 14,000$$
$$70,000 \times \frac{4 \text{ 株}}{5 \text{ 株}} \times \frac{4 \text{ 月}}{6 \text{ 月}} (\text{切上げ} 0.667) = 37,352$$
$$14,000 + 37,352 = 51,352$$
- ② 簡便法**
$$70,000 \times \frac{1 \text{ 株} + (5 \text{ 株} - 1 \text{ 株}) \times \frac{1}{2}}{5 \text{ 株}} = 42,000$$

2 受取配当等の益金不算入

- 配当等（外国法人などから受け取るものを除く）を受け取った場合には、次の金額を益金に算入しません。
- ① 完全子法人株式等（*1）の場合** …… 完全子法人株式等の配当等の額
- ② 関係法人株式等（*2）の場合** …… 関係法人株式等の配当等の額 - 関係法人株式等に係る控除負債利子額
- ③ その他の株式等（*3）の場合** …… (その他の株式等の配当等の額（*4） - その他の株式等に係る控除負債利子額) × $\frac{1}{2}$
- （*1）配当の計算期間を通じて、完全支配関係があった他の内国法人の株式等
（*2）他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の25%以上を、配当等の効力発生日以前6か月以上引続き有している場合の、他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除く）
（*3）完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等
（*4）証券投資信託の収益の分配額については $\frac{1}{2}$ （外貨建等証券投資信託のうち、特定外貨建等証券投資信託以外は $\frac{1}{4}$ ）とします
- 控除負債利子額は、当期の負債利子の額に、次のいずれかの割合を乗じた金額です。

	原則法	簡便法（小数点以下3位未満切捨） （平成22年4月1日に存する法人に適用）
完全子法人株式等	控除額なし	控除額なし
関係法人株式等	関係法人株式等の帳簿価額（*1） 総資産価額（*2）	基準年度（*3）の関係法人株式等に係る控除負債利子等の合計額（*4） 基準年度の負債利子の合計額
その他の株式等	その他の株式等の帳簿価額（*1） 総資産価額（*2）	基準年度（*3）のその他の株式等に係る控除負債利子等の合計額（*4） 基準年度の負債利子の合計額

- （*1）株式等の帳簿価額は、当期末・前期末の税務上の帳簿価額の合計額とし、証券投資信託は $\frac{1}{2}$ （外貨建等証券投資信託のうち、特定外貨建等証券投資信託以外は $\frac{1}{4}$ ）とする
- （*2）総資産価額は、当期末・前期末の貸借対照表の総資産の帳簿価額の合計額
- （*3）基準年度は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度
- （*4）各基準年度に原則法により計算した控除負債利子の合計額